

様式第6号(第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2020年第3回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和2年3月25日(水)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前10時55分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
席 者	農業委員	(出席人数:16人)			
		1	川鍋 信一	11	伊藤 弘子
		2	齋藤 千松	12	横井 貞夫
		3	鈴木 宏	13	折原 みち子
		4	水口 健二		
		5	小川 利雄	15	(欠番)
		6	高橋 公彦	16	内田 高由
		7	萩原 勝	17	小久保 静夫
		8	星野 治三郎	18	市川 大倫
		9	渡邊 幸夫	19	(欠番)
		10	山崎 勇喜		
	(欠席人数:1人)				
	14	前島 喜一			
	事務局	(出席人数:5人)			
農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 藤浪 一夫		農地振興担当主査 中澤 ますみ			
農地振興担当主事 加藤 祐一					
市長部局	(出席人数:2人)				
	環境経済部農業振興課課長 福井 聖士		都市整備部開発調整課長 内藤 晋吾		
農地利用最適化 推進委員	新井 武、金重 一夫、野村 三男、岡田 實、石井 茂、 山崎 弘樹				

<p>次第及び公開、一部公開、非公開の区分</p>	<p>議案第1号農地法第3条（委員会）：公開          議案第2号農地法第5条（知事）：公開          議案第3号租税特別措置法適格者証明：公開          議案第4号春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開</p>								
<p>一部公開・非公開の場合はその理由</p>	<p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当：  <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当：  <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当：  <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：</p>								
<p>配布資料</p>	<p>次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書</p>								
<p>会議録の作成方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録</p>								
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録</p>								
	<p><input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
<p>会議録署名の指定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 947 624 1014">議席番号</th> <th data-bbox="624 947 1441 1014">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 1014 624 1093">1 2</td> <td data-bbox="624 1014 1441 1093">横井 貞夫</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1093 624 1171">1 7</td> <td data-bbox="624 1093 1441 1171">小久保 静夫</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1171 624 1243">1 8</td> <td data-bbox="624 1171 1441 1243">市川 大倫</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1 2	横井 貞夫	1 7	小久保 静夫	1 8	市川 大倫
	議席番号	委員氏名							
	1 2	横井 貞夫							
	1 7	小久保 静夫							
1 8	市川 大倫								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2020年第3回総会を開会いたします。本日、1名が欠席です。在任委員16名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。次に、運営委員会委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <p>(1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼）（4月議案分）</p> <p>(2) 農用地利用配分計画に関する意見について（依頼）</p> <p>(3) 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選スケジュールについて</p> <p>(4) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼）（3月議案分）</p> <p>の件につきまして、協議しました。</p>
議長	<p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案2件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第5条（知事）」1議案9件</p> <p>日程3 議案第3号「租税特別措置法適格者証明」1議案2件</p> <p>日程4 議案第4号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」の</p> <p>合計4議案となります。次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号12番横井貞夫委員、17番小久保静夫委員、議席番号18番市川大倫委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。続きまして、会議規則第10条の規定に基づき、農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に一時退室をいたします。なお、退室後次の議事に入る前には、入室の確認をいたします。それでは、議事にはいります。日程1議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。おはかりいたします。本案につきましては、申請番号7番については、議事参与の制限に該当いたしますので、別に審議することに異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。申請番号7番について、議案に関する委員につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与できませんので、議席番号8番星野治三郎委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。</p>

議長	<p>(休憩) (委員退室)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開会します。申請番号7番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条(委員会)」について、申請が2件あったので、審議を求めます。議案書の1頁をご覧ください。申請番号7番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。なお、譲受人の貸付面積についてですが、自己所有地を農地中間管理事業を利用し貸付をして、自作しております。</p>
議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、申請番号7番について、担当地区の岡田實推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号7番について、令和2年3月6日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号10番山崎勇喜委員より申請番号7番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号7番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>議席番号18番市川です。申請番号7番について、質問します。自作面積に貸付面積が含まれているのですか。</p>

議長	システムの仕様上、農地中間管理事業を利用し貸付をしている場合は、自作面積に貸付面積が含まれる記載となっております。
議長	ほかに質問はありますか。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号7番を許可と決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。 (休憩)(委員入室)
議長	休憩前に引き続き会議を開会します。次に、申請番号8番について、事務局より説明を求めます。
事務局	申請番号8番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。住民登録地は墨田区ですが、野田市に農業拠点地があります。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	次に、申請番号8番について、担当地区の山崎弘樹推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号8番について、令和2年3月10日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請地の一部に廃材が置かれ、雑木が生い茂っていて、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。そのため、事務局から申請人に指導したところ、是正の意思を示し、是正が完了いたしました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号10番山崎勇喜委員より申請番号8番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号8番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委

	員 5 人で合議により許可と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号 18 番市川です。申請番号 8 番について、質問します。譲受人の経営地は春日部市内にあるのですか。また、農機具は所有しているのですか。
事務局	経営地は野田市のみです。農機具については譲受人の所有物及び、譲渡人から借用した農機具を使用いたします。
議長	ほかに質問はありますか。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」申請番号 8 番を許可と決しました。次に、日程 2 議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」を議題といたします。申請番号 9 番から 17 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）について」、許可申請が 9 件あったので、審議を求めます。議案書 3 頁をご覧ください。申請番号 9 番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、建設業を営んでいます。申請理由は、令和元年 12 月 16 日に転用許可を受けた倉庫の建築工事にあたり、作業員の駐車場として利用するための一時転用です。一時転用期間は 2 年です。案内図 5 頁、詳細図は 6 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置として、ブロックを設置します。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い農地区分は、申請地周辺は集団的農地が 10 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えられます。</p> <p>次に、申請番号 10 番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するためです。案内図 7 頁、詳細図 8 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、公共下水管に排水する計画です。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計</p>

画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い農地区分は、水道、ガス管等が埋設されている道路の沿道で、500m以内に2つ以上の教育、医療施設等がある区域であり、農地区分は第3種農地と考えます。

次に、申請番号11番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図9頁、詳細図10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和2年1月17日自己専用住宅で公告済です。該当する土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号12番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後はそば等を作付けする計画です。案内図11頁、詳細図12頁、13頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6カ月間です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。土地改良区は該当ありません。申請書は整っております。

次に、申請番号13番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図15頁、詳細図16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画ですが、主な資金計画については融資証明書が添付されていますが、一部の融資資金の融資証明書が不足しています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号14番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図17頁、詳細図18頁となります。現地

はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和2年1月17日自己専用住宅で公告済です。土地改良区は該当ありません。接続道路は北側及び西側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、U字溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号15番について、詳細は議案書のとおり。申請法人はスクラップ業を営んでいます。転用計画は、作業効率を上げるため、申請法人の駐車場の設置です。案内図19頁、詳細図20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、フェンスを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

次に、申請番号16番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は建設業を営んでいます。転用計画は、現在使用している駐車場、資材置場が手狭なため、申請法人の駐車場、資材置場の設置です。案内図21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接道要件は満たしています。被害防除措置として農地との境界部は、フェンスを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

次に、申請番号17番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、新規で中古車販売を開業するための資材置場の設置です。案内図23頁、詳細図24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。



議長	次に、申請番号 1 2 番について、担当地区の新井武推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号 1 2 番について、令和 2 年 3 月 1 2 日午前 9 時 3 0 分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号 1 3 番について、担当地区の岡田實推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号 1 3 番について、令和 2 年 3 月 6 日午前 9 時 3 0 分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号 1 7 番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号 1 7 番について、令和 2 年 3 月 9 日午前 9 時 3 0 分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号 1 0 番山崎勇喜委員より申請番号 9 番から 1 1 番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号 9 番から 1 1 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員 5 人で合議により許可相当とすることと決しました。
議長	次に議席番号 1 1 番伊藤弘子委員より申請番号 1 2 番から 1 5 番の事前審査の報告を求めます。

委員	<p>申請番号12番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号13番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、先ほどの事務局の説明どおり、一部の融資資金の融資証明書が不足しています。このため、埼玉県の審査にあたっては、不足している融資証明書の提出後に審査することが望ましい旨の意見を付けることを条件とし、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号14番、15番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>次に議席番号9番渡邊幸夫委員より申請番号16番、17番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号16番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号17番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>

議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号13番、について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号9番から12番、14番から17番と、申請番号13番を別に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号9番から12番、14番から17番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号9番から12番、14番から17番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号13番について、許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号13番を許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程3議案第3号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号3番、4番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「租税特別措置法適格者証明」について申請が2件あったので、審議を求め。議案書6頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税(贈与税)納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際、必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号3番について、詳細は議案書のとおり。案内図は25頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は250日です。</p> <p>次に、申請番号4番について、詳細は議案書のとおり。案内図は26頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は60日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号3番について担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号3番について、令和2年3月5日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の</p>

	<p>2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号4番について担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号4番について、令和2年3月7日午前11時より農業委員と推進委員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に議席番号9番渡邊幸夫委員より申請番号3番、4番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号3番、4番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号3番、4番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第3号「租税特別措置法適格者証明」について申請番号3番、4番について証明書を発行することと決しました。次に、日程4議案第4号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」議案書7頁をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地利集積計画の案について決定を求められたため、審議を求めるものです。2月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。</p>
議長	<p>おはかりいたします。本案につきましては、申請番号36番については、議事参与の制限に該当いたしますので、別に審議することに異議ございません</p>

	か。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。これより質疑を求めます。申請番号1番から35番、37番について、発言のある方は挙手願います。
	(なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番から35番、37番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第4号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から35番、37番を原案のとおり決定しました。次に、申請番号36番について、議案に関する委員につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与できませんので、議席番号8番星野治三郎委員退室をお願いします。
	この際、暫時休憩といたします。
	(休憩)(委員退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を開会します。これより質疑を求めます。申請番号36番について、発言のある方は挙手願います。
	(なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号36番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第4号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」申請番号36番を原案のとおり決定しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。
	(休憩)(委員入室)
議長	休憩前に引き続き会議を開会します。次に、日程5報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」日程6報告第2号「農地法第4条(届出)」日程7報告第3号「農地法第5条(届出)」日程8報告第4号「農地法第5条(取消願)」日程9報告第5号「農地法第6条(農地所有適格法人の報告)」日程10報告第6号「違反転用事案報告」につきましては、議案書の25頁から38頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございませぬ何かありますか。
	(なしの声あり)
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2020年第3回総会を閉会いたします。なお、全員協議会を11時10分から同会場で開催いたします。閉会(午前10時55分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 \_\_\_\_\_ 会長

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番